田中等著

# 『ハンセン病の社会史―日本「近代」の解体のために―』

崔南龍著

一枚の切符 ―あるハンセン病者のいのちの綴り方―」

森

大

弘

喜

として抗議をうけたという。[田中等、一七六頁] 『ハンセン病の社会史』『一枚の切符』

-208 (1)-

Ι

によって映画化され、加藤嘉演ずる父とその息子の各地を漂泊する姿が、四季折々の日本の風景と見事に相まっ

学生時代に松本清張の『砂の器』を読み初めてハンセン病なるものを知った。一九七四年には野村芳太郎監督

て、深い感動を覚えた。傑作と思われたこの作品が、本書を読むと、ハンセン病者の団体から差別的表現がある

#### ハンセン病の社会史』『一枚の切符

明治から昭和に至る我が国政府が、ハンセン病者を社会から排除して葬り去ろうとしたさまがよく描かれてい 最近ハンセン病に関する書籍が相次いで刊行された。標題の二作品である。ともに学術的な作品ではないが、

さらに崔南龍氏の作品では、我々の内に潜む差別意識が如何に根深いものであるかも痛感させられる。

書評に入る前にハンセン病について簡単に説明しておこう。

ハンセン病は、ハンセン菌(癩菌)によって起こる感染症であり、一八七三年にノルウェイのアルマウエル・

核菌に似ているがその性質は結核菌ほどには知られていない。というのは、近年にようやく癩菌の試験管内培養 ハンセンによって発見された。この菌は長さ一ないし一〇㍍の桿状をしており、病巣では球状塊をしている。 結

法が確立されたが、長らく感染様式が正確には判明しなかったからである。先天性の感染は否定されている。患

刺し傷や掻破痕から皮膚を通して癩菌が侵入するとみられる。

粘膜を通しての感染は

(2)-

-207

疑問視されている。その感染力は弱く、患者に常時接触している健康人が全く罹患しない事実が知られている。

### [Nouveau Larousse Médical, 1981, p. 1070]

者から健康人への感染は、

症状は二ないし五年の潜伏期間ののち皮膚病変をもって始まる。その症状パターンは、医学的には未定型群、 癩腫癩の三つの型に分類されるが、その境界群もある。したがって、その症状は個人差が大きいとい

本稿は医学論文ではないので症状を簡略的に述べよう。

が変形して鷲手状になることや、爪が割れ脱毛することもある。また骨の破壊が起こることもある。皮膚感覚が 皮膚に痣のような病変が生じ、次いで神経の麻痺が起こる。 知覚神経が冒されるとともに筋肉が萎縮し、手足

失われるので火傷や怪我をしても気づかず、そこが化膿して壊死することもある。

手足の皮膚は象皮状になる。本書でも、光明学園の教師の一人が、「顔のあちこちに結節がでて、 オンのように見えた」ので、子どもらに「らいおん」と綽名されたとの記述が見える。[崔南龍、 四六頁 病気の雄ライ また

1 オを担当した橋本忍が、人形浄瑠璃仕立てに、ケレン味たっぷりで、お涙頂戴につくったことに[白井佳夫、二○○ 一、二二一頁以下」、ハンセン病者が違和感を抱いたのかもしれない。 宿命』が、ハンセン病者の「宿命」を示唆していると見られたのかもしれない。あるいはまた、この映画のシナリ 私にはどこが差別的なのか判然としないのだが、もしかすると映画のラストシーンで、主人公の弾くピア ノ組曲

ていた折親切にしてくれた元警官が、十数年ぶりに会いに来た時、自分の父親がハンセン病者であったことを、なん のことで文学的にはほとんど価値がなくなり、単なる推理小説となったように思う。この作品では、父と共に放浪し その後『砂の器』は何度かテレビ映画化されたが、その際にはハンセン病が「難病」と言い換えられた。だが、そ

(3)-

-206

をも起こしかねない、そうした主人公への共感があるのではないか。 ついでに云えば、李氏朝鮮時代を描いたテレビドラマ『ホジュン(許浚)―宮廷医官への道』(イ・ビョンフン監

としても隠しておきたい主人公がこれを殺めてしまう、その事件解明が描かれる。ここには世間にはハンセン病の越

えがたい壁があり、従って患者やその家族は出来るだけそれを隠しておきたいし、追い詰められたときには殺人事件

漢方医学の手引書として朝鮮国内だけでなく、中国や日本にも伝えられ広く読まれた。[パーカー、二〇一六、七二 ホジュン(許浚)は李氏朝鮮を代表する医師であり、王の侍医として仕える傍ら、『東醫宝鑑』を著した。この書は 患者のなかには完治する者がいて、ホジュンから医術を学び助手として働くのである。この映画の字幕スーパ 督)にも、ハンセン病者が山奥に集まって暮らす様子が描かれている。ホジュンはこの患者らにも治療を施し、 ハンセン病が「難病」と訳出されていたが、韓国語でなんと発音表現されていたかは私には分らなかった。なお

「ハンセン病の社会史」「一枚の切符

### 『ハンセン病の社会史』『一枚の切符

鼻の軟骨隔壁が破壊されると隆起がなくなり平板な顔面になり、眼が冒されると失明に至る。崔氏も老年になり

がある。有効な治療薬としてはスルフォン、サルファ薬、ダイフウシ油などがある。こうして現在では早期病巣 癩反応と呼ばれる重篤な合併症が出るので、医学的監視のもとで、入院のうえ複雑な療法を行う必要

鼻汁中に多数のハンセン菌が潜んでいるので厳重な感染予防が必要であるという。[Nouveau Larousse Médical,

の完治あるいは進行した病変の固定化は可能であるという。だが、癩腫癩という型のハンセン病では、癩結節や

#### 1981, p 1071]

ス南部や西部では内陸部にまで感染が広がった。五八三年のリヨン公会議はハンセン病者の行動を制限する決議 ハンセン病は古代のインドや中国に起源をもつと云われているが、五ないし六世紀にはヨーロッパ特にフラン

をくだし、また六四四年にはランゴバルト族の王ロータリはハンセン病者の隔離を命じたという。[シュタイネッ

#### ク、二〇〇一、一五八頁

を多数設立し、患者を隔離するとともに救済した。 点から、後には世俗的権力も加担してさまざまな規制を設けるとともに、各地に「癩病院 maladeries, léproseries」 その後人種間の混淆とくに十字軍遠征で、ハンセン病はヨーロッパ全土に蔓延し、キリスト教教会は宗教的観

| 三世紀には医師たちの間に、病気は病者と健康人が接触することによりうつるのではないか、 との考えが支

配的になった。ラテン語でいう「モルブス・コンタギオースス」つまりコンタギオン説 (直接伝染説) である。

その代表がハンセン病 [シュタイネック、二〇〇一、一五八頁:アンダーウッド、一九六五、八九頁] こうして 隔離が医学的根拠をもつこと (癩病) であり、 他には疥癬、インフルエンザ、トラコーマ(膿漏眼)などが想定された。

になった。

福したのち、ガラガラ、手袋、頭陀袋を渡し、天国での甦りを告げる。と同時に現世での市民生活を諦めさせる 病人を或る小屋まで導く。そこで黒布が取り除かれ、ハンセン病患者が両足で立つと、聖職者は病人の両足を祝 そこで死者のミサが執り行われたのち、再び聖職者が十字架を掲げ、死者への祈り(リベラ・メ)を歌いながら 次の日曜日、 官から委嘱された宣誓外科医が病人を診察し、ハンセン病と診断されると、長官は病人の「隔離」を宣言する。 中世ヨーロッパにおいてハンセン病者は「隔離儀礼」を受けて共同体社会から排除された。 聖職者が病人を家まで迎えに行き、恰も死者の如く棺に入れて黒布を掛けて教会まで担架で運ぶ。 司教区裁判所の長

(5)-

204

[Bériac, 1988, p. 154]

3 うな尿など。 「シッパーゲス、一九九三、一四二頁 皮膚の撥水、稀な発熱、不正直で怒りっぽい人柄、重苦しい夢、弱い脈拍、黒くてざらついている血液、白く灰のよ 縮、麻痺と痙攣、疥癬・鱗屑・潰瘍、舌下・眼瞼・耳下の腫瘍、皮膚の刺すような痛み、外気に触れる部位の鳥肌 検診は次の一六の兆候を確認することだった。固くて瘤のできた筋肉、 限局性強皮症の色の皮膚、

<sup>2</sup> 千を数えたという。その根底には、ハンセン病者を「キリストの貧民」と考えるキリスト教教会の文化があった。 道女であった。つまり物質的な救済と魂の救済がその目的であった。こうした癩病院はフランスだけで最盛期には二 フランスでは一二世紀に風土病と化したハンセン病のために「癩病院」が都市だけでなく、農村にもあまた設立さ た。キリスト教教会は教区単位でハンセン病者の隔離と救済に当った。その世話に当ったのは修道院の修道士や修

### "ハンセン病の社会史』 『一枚の切符.

約束事を患者に申し渡すのである。[フランクラン、二○○七、一一○頁:シッパーゲス、一九九三、一四○頁]

るとヨーロッパのハンセン病者が完全に癩病院に閉じ込められていた訳ではない。この点が後述の日本のハンセ このように、ハンセン病患者は感染症の歴史のなかでも最も痛ましい扱いをうけたのである。だが仔細に眺め

スタネットあるいは角笛など音の出るものを携行すれば、外の世界にも出られたのである。

ン病療養所とは全く異なる。かれらは「約束事」を守れば、身体を包むガウンのような長衣を着、

ガラガラやカ

をあらかた全滅させたからではないか、とも考えられているが、近年では癩菌と形状と性質のよく似た結核菌が 識的には一三四七年以降断続的にヨーロッパを襲撃したペストが、最も抵抗力のない、隔離されたハンセン病者

いてヨーロッパではほとんど消滅した。その原因を医学史家は厳重な隔離策が功を奏したためであるという。

三世紀に猖獗を極めたハンセン病は、一四世紀末には衰えを見せはじめ、一七世紀末には幾つかの地方を除

弱い癩菌を駆逐したからではないかと云われている。

II

相」である。すなわち、著者が「ハンセン病国家賠償請求訴訟を支援する会」代表として経験したこの病にまつ  $\mathbb{H}$ [中等著『ハンセン病の社会史』は、前半が日本におけるハンセン病の歴史であり、後半が「ハンセン病の諸

時代の三つに時期区分されて論じられている。以下簡潔に内容を紹介し、 わる思いである。歴史編では明治維新以降の一世紀のあゆみが、啓蒙の時代、総力戦の時代、平和と民主主義の コメントを付そう。

啓蒙の時代」は明治維新から第一次世界大戦後までを扱う。文明開化を急ぐ明治維新政府は、一八七二年に

く。だが、当時の我が国にはまだ西洋医学は十分に根づいておらず、公衆衛生の何たるかも理解されなかった。 さらにコレラ流行などをきっかけに、政府は国民の生と死、病気とくに疫病、さらに「性」の領域に介入してゆ したがって民衆の病気や衛生を管掌するのは内務省および警察であった。つまり病者を「治療」するよりも、 |違式註違]条例を制定し、立小便や混浴の禁止など民衆の風俗を改め、公序良俗をうちたてることを目論んだ。|

んで行政警察をもつことで知られる。これは広範な民衆生活の監視と取り締まりを特徴としていた。 「治安」が優先されたのである。著者は言及してないが、維新政府が手本としたフランスの警察は司法警察と並

不幸なことには、福沢諭吉ら当時の知識人たちが唱える「文明開化・脱亜入欧」論の浅薄さであったと著者は

考えたのである。したがって、疫病の罹病者を排除撲滅すれば「文明国」になれると勘違いしてしまった。 云う。それは安易な二項対立の考えをもたらし、コレラなど疫病が流行るのは「野蛮国」故であると、短絡的に

〇二年に斎藤寿雄らが建議した「癩病患者取締ニ関スル建議案」には、「癩病ハ恐ルベキ伝染性疾患ニシテ又実

-202

(7)-

4 で歩くことや、レプラ患者用の衣服を着ずに、ガラガラを持たずに病舎から出ることの禁止、身体や使用物を小川や 約束事を幾つか引いておく。教会・修道院・粉挽場・パン焼き場・市場など公共的な場所への立ち入り禁止、

泉で洗うことの禁止、飲み水は自分専用の鉢で汲んで専用の樽に入れること、物を買う前に触れることの禁止、 ることの禁止、死亡したときには墓地でなく病舎近辺に葬られるべきこと等である。[フランクラン、二〇〇七、一 屋への出入り禁止、教会で正式に結婚を挙げた妻以外の女性と性交渉をもつことの禁止、子どもに触れたり物を与え

べきこと、橋を渡るときは手袋をして欄干に触るべきこと、などである。[ 岡田晴恵、二〇〇八、二〇頁 ドイツのトーリアにおける「お触書」もほぼ同じ内容だが、一、二付け加えるなら、他人と話すときは風下に立つ

『ハンセン病の社会史』『一枚の切符

その対応に苦慮していることが分かったであろうが、その発想も能力も未だなかった。そうして「野蛮国」に流 二野蛮国ノ標徴ニ属ス」とあった。欧米の疫病史と防遏策を研究すれば、欧米でもコレラや結核などが流行り、

行る代表的な疫病がハンセン病と考えられた。

深く刻印されており、専門家ですら遺伝を重視するきらいがあった。ハンセン病が感染症と分かると、次にはそぼく刻印されており、専門家ですら遺伝を重視するきらいがあった。ハンセン病が感染症と分かると、次にはそ おける悪行の報いとしての「天刑病」「業病」という見方は後退した。だが「血筋」すなわち遺伝病説は民衆に ハンセン病は医学的にはすでに一九世紀末には癩菌による感染症と判明していた。それまでのように、前世に

の接触を極度に恐れる風潮が醸成されることになる。

が、一九○五年には大隈重信や渋沢栄一ら中央の政財界に働きかけ、東京日本橋の銀行倶楽部で講演会を催し、 回春院への財政支援を取り付けるとともに、癩予防調査委員会の発足を促した。ここに癩予防の法制化が大勢と イギリス人宣教師ハンナ・リデルは、熊本に回春院をつくり精力的にハンセン病者の救護活動を展開していた は「浮浪癩」と呼ばれた。これを憐れに思い救いの手を差し伸べたのが、欧米の宣教師たちであった。なかでも の差別を慮って、故郷を離れて各地の寺社仏閣の周辺に屯し、物乞いなどをしてひっそりと生きてきた。かれら ハンセン病は日本でも古くから知られており、病者は 「物吉」などと呼ばれることもあった。かれらは家族へ

ン病患者を収容する療養所の設置を命じた。全国が五つの区域に分けられ、各々に療養所が設けられた。どこの 〇七年の帝国議会で「法律第十一号癩予防ニ関スル件」が成立した。これを受けた内務省令は、 日清・日露の戦争に勝利し、「一等国」の体裁と見栄からも、ハンセン病者の「予防と隔離」が急がれ、一九 道府県にハンセ

なった。

担当した。全国に三万人と推定されたハンセン病者に対して、これら五つの療養所の収容能力は僅か一四〇〇人 療養所でも初発には所長選任など人事権は警察が握っており、 実際に「浮浪癩」をとらえ収容する仕事も警察が

であったという。

違反者には罰則が科されるなど、療養所は監獄同然であった。多磨全生園患者自治会の編んだ『倶会一処』(一 こうして明治末の一九〇九年から療養所へのハンセン病者の収容が始まった。どこでも所内規定が設けられ、

九七九年)に、その処遇や生活の一端が垣間見える。

警察に捕まった患者らは、一般車輌とは別の「お召し列車」で最寄り駅まで輸送され、そこから人力車もしく

取り、木炭運びなどだったが、やがて「軽症者の無聊はよくない」との考えから、看護、包帯交換助手、道路改 畳の大部屋に雑居する。つまり一人の空間は畳一畳か一畳半程度である。仕事は開園当初は、水汲み、屎尿汲み は徒歩で療養所に入る。すぐに消毒風呂に入浴させられ、お仕着せの着物を着る。居室は男女別で、八人が十二 汚物処理、 理髪、学事世話、 裁縫、藁細工、左官や大工、埋葬などの作業があてがわれ、慰労金が支払われ

(9)-

-200

6 5 方で、青森に北部保養院(現・松丘保養園)、第三区域は大阪と北陸地方で、大阪に外島保養院(現・邑久 光明園)、 大まかに記すと、第一区域は関東甲信越で、東京多摩に全生病院(現・多磨全生園)、第二区域は北海道・東北地 この構図はフランスにおける結核の病因学説に酷似している。フランスでは結核が結核菌による感染症と判明して 医学界は容易にこれを認めず、遺伝説を唱えるものが多かった。詳しくは[大森弘喜、二〇一四]第四章参照:

第四区域は中国・四国地方で、香川県に第四区保養所(現・大島青松園)、第五区域は九州で、熊本に九州癩療養所

"ハンセン病の社会史』 『一枚の切符』

が創られた。

るようになった。食事は一汁一菜だが、入所者たちの最大の楽しみであった。

述の崔氏が入園していた邑久光明園には、 を併発して死亡したと思われるが、残念なことにその記述はない。専門医が常駐していたかも定かではない。 所から一○年間で計四三二名が死亡したという。これは患者の一四%に当たる高い死亡率であり、多くは合併症 れも効果は限定的だったようだ。このため療養所で亡くなる患者は少なくなかった。例えば多磨全生病院では開 療養所は原則として病人に医療を施し、心身を安静に保ち軽症者には治癒を、重篤者には病勢の停止を策すと 日本のハンセン病療養所はそうした目的を放棄していたようである。 結核患者専用の棟があったというが、国民病の結核がハンセン病者を 治療は大風子油の注射のみでそ 後

どの問題が持ち上がり入所者の「騒動」があった。背景として「大正デモクラシー」の影響があったと著者はい 自由気ままに生きてきた「浮浪癩」にとって療養所は息苦しい場所には違いなかったが、処遇への不満も脱走の 一〇年後には毎年百人を超えるまでになったという。脱走者とこれを助けた者は絶食などの処罰が科せられた。 因かもしれない。各地の療養所で、例えば「消毒済み」印、食事の改善、職員の横暴、 もうひとつ、療養所というより監獄に近いと云われる所以は、脱走が頻発したことである。全生病院では開所 守衛問題、 院内作業な

死に至らしめた例も多いと推測される。

第十一号癩予防ニ関スル件」が改定され、所長に「懲戒検束権」が付与され、所内に「監房」が設置されるよう 所内秩序を強化するために、 こうした事情をうけて、一九一五年には全国療養所の所長会議が開かれ、全生病院の院長となった光田健輔は 所長に懲戒権限を与えるべきだと主張した。この建議をうけて翌年には先の

う。

になった。ハンセン病療養所はますます監獄化してゆく。

戸 のがよいと提言したのである。これは次の時代に実現する。 て沖縄諸島を現地視察したが、島民の身体を張った阻止行動で視察を断念したという。そこで目を付けたのが瀬 じ頃光田は様々な機会に癩患者の「離島隔離」を提言する。そして実際に内務省保健衛生局の部会メンバーとし 生病院の院長光田健輔であった。かれの建議で懲戒検束権が所長に付与されることになったのは前述したが、同 、内の島々であった。「逃走できない絶海の孤島」に宗教的慰安をもつ療養所をつくり、「そこで一生を終える」 大正から昭和前期まで「癩撲滅」に異常なほどの熱意をもち、政府のハンセン病政策をリードした人物が、全

の恋愛と性関係は禁圧することが難しく、全生病院などでは「通い婚」という風俗がある程度黙認されていたと て「優生手術」を説明し、希望者を募り、「精茎ヲ離断スル」という断種手術(ワゼクトミー)を受けた者だけに、 いう。だがそれは直ちに妊娠・出産という厄介な問題を引き起こす。このため全生病院の光田所長は患者を集め もう一つ深刻な問題が入所者の「性」であった。どこでも患者は男女別々の居住棟に生活していたが、男女間

-198

(11)—

「所内結婚」を許したという。それでも妊娠した場合には堕胎が強要された。(後述

内務省や光田所長らの真の狙いは、「癩撲滅」というよりも、「癩病者の絶滅」であったと云えるだろう。 だが、そうではあるまい。 婚姻関係を認めることは、 こうした事実は何を意味するのか。所内結婚が認められたことは、一見すると患者の自由権が認められたよう それが副次的には脱走防止に資すると考えられたからである。 ハンセン病者の夫婦が子孫をこの世に残さず、療養所内で死滅することを意味した。 断種手術と引き換えに

突入してゆくのと符節を合わせるかのように、ハンセン病者など社会的弱者に不寛容な政策が採られた。 年には先の「法律第十一号癩予防ニ関スル件」が改定され、「癩予防法」が制定された。 次の「総力戦の時代」に、ハンセン病者はいっそう苛酷な処遇をうけることになる。日本が出口のない戦争に

えるが、「強制的終生隔離」と併せて考えてみると、ハンセン病者の存在をこの世から抹消することを意味して 血統関係、 を禁じられ、療養所入所を義務づけられた。さらに、医療関係者は、癩患者およびその死者の氏名、住所、本籍、 に隔離されることになった。したがってこれまで古着商いなどをして糊口を凌いでいたハンセン病者もその商売 この法律により、従来の「浮浪癩」だけではなく、在宅のハンセン病者を含むすべてのハンセン病者が療養所 病名などを漏洩することを一切禁じられた。これは一見すると患者のプライヴァシー保護のように見

いる。ハンセン病者のアイデンティティ喪失であろう。

植民地台湾と朝鮮に癩予防法が施行され、療養所が設置されてゆく。 の組織の名誉会長に大正天皇の后である貞明皇后をかつぎだした。まさしく皇民化政策であった。同じ文脈で、 以降進められた「無癩県運動」を下支えする組織となった。官民一体のこの運動を権威づけるために、政府はこ と朝鮮にも同法を適用したことである。癩予防会は渋沢栄一と内務省衛生局の協働の産物であり、 この体制は二つの系をもって補強された。一つは半官半民の「癩予防会」の設立であり、 他は、 一九三〇年代 植民地の台湾

て瀬戸内の長島に長島愛生園を創設した。初代の所長には当の光田健輔が兼任し、全生病院の八一名が転院し 九二〇年代から内務省衛生局は癩療養所の増員を図っていたが、 先述の光田健輔の |離島隔離論

れている。こうした状況下で患者の抵抗運動が各地で起きた。その代表事例を著者は二つ挙げている。外島事件 食事内容、医療サーヴィスの拒否、脱走と自殺の頻発、読書制限など、およそ「楽園」とは程遠い実態が描写さ れることはなかったようだ。本書では長島愛生園の様子が引用されている。辛い所内作業、僅かな賃銀、 癩予防法の制定をうけて新たな国立療養所の創設が相次いだ。国立療養所でも入所者の待遇が改善さ(?) 貧弱な

と長島愛生園での事件である。

はこの申し入れを認めなかったが、やがて二〇名を諭して退去させた。 た。これに呼応して保守派の自治会は進歩派の患者二〇名の「院外追放」を所長に申し入れた。村田所長は当初 の信望も厚かった。三三年八月所長不在の折に、府の特高警察が突然来院し、左翼的思想をもつ職員らを連行し た。もっともこれに批判的な保守派も自治会で勢力を保持していた。所長の村田正太は自由主義者であり入所者 この頃には職員と患者が連繋して「癩問題研究会」が結成されるなど、左翼的思想が一定の広がりを見せてい - 外島事件」は大阪府下にある外島保養院で一九三三年に起きた。この療養所は早くから自治会活動が盛 んで

復活する。ここに後段の崔南龍氏が収容されるのである。 風により全壊し、入所者は全国の療養所に分散収容された。 入所者らも所長を支持したが、結局は辞任に追い込まれたという。ついでに云うと、外島保養院は翌年の室戸台 四年後に瀬戸内の長島に邑久光明園と名称を変えて

ところが大阪府警本部はこれを「集団脱走」として所長の責任追及にのりだした。村田所長はこれに反駁し、

(7) 一九三二年には草津に栗生楽泉園、 新生園 四三年には奄美和光園 四四年には駿河療養所などが創設された。 三五年には鹿屋に星塚敬愛園、三八年には沖縄に国頭愛楽園、三九年には東北

### "ハンセン病の社会史』 『一枚の切符

ットに端を発する「長島事件」が起きた。愛生園は作業賃銀の切り下げを図ろうとしたが、一部の入所者は反撥 光田健輔の 作業を中止した。 「離島隔離」を実現したのが長島愛生園であったが、創設五年目の一九三六年に患者作業のボイコ 事態打開を図る光田園長は入所者を礼拝堂に集めて説得せんとしたが、逆に入所者からの

じていたのである。 ることを決めた。その内容は自治制の確立と光田園長ほか四名の職員辞任要求であったが、その根本には患者ら 説得は失敗に終わり、 翌日にはストライキが勃発した。入所者らは自治制を要求し、内務大臣宛に嘆願書を送

日頃の不満を浴びることになった。ここには定員を大きく上回る患者が収容され、過密居住など待遇の低下が生

えってハンストが二日にわたり起きた。数日後、内務省以下の当局側が再び介入し、園長らの辞任要求を取り下 の「人格無視」への怒りがあった。内務省理事官、 岡山県警察部長、特高課長らの介入があったが奏功せず、か

立だけを園側に認めさせた。 げるよう入所者に要請し、これを受けて大衆団交の如き集会が礼拝堂でもたれた。入所者らは折れて自助会の設 だがこの事件は民主化とは逆の反作用をもたらした。一は、同年末の療養所所長会議で愛生園は 「特別監禁

津栗生楽泉園に設けられる。 場」の設置を求めたのである。つまり抵抗する患者らを懲らしめる「重監房」の設置である。これは二年後に草

てゆくのである。また長島事件で入所者代表として活躍した木本巌は、医局の治療拒否にあい不遇のうちに亡く 一は、愛生園の自助会は、その後「総力戦の下では時局にそぐわない」として、大政翼賛会的な組織に変質し

なったという。

田健輔園長に心酔した女医が、「救癩」に奮闘する話で、豊田四郎監督により映画にもなり空前のヒットを記録 化」として容認し賛美した。その象徴が小川正子著『小島の春』のヒットだった。この作品は、長島愛生園 よる移送などである。 れた。保健所による患者発見と療養所入所の説得、その経路の消毒液撒布、警官による連行、「お召し列車」に 内務省衛生局の「癩根絶計画」を官民挙げて実行したのが「無癩県運動」であり、一九三六年以降繰り広げら 無癩県運動は患者の「強制終生隔離」そのものであるだが、当時の輿論はこれを「祖国浄 岡の光

ち九名は重監房に閉じ込められたという。翌四一年にはその草津の湯之沢地区に長年住んでいたハンセン病者 名のハンセン病者を「一網打尽に検挙し」、療養所に収容した。うち二七名は先の草津栗生楽泉園に送られ、う 癩部落」であった。県警と九州療養所職員は、 無癩県運動は全国に展開したが、なかでも有名な「患者一掃」が行われたのが、熊本市・本妙寺付近の 一九四〇年七月九日未明に、寝込みを襲って、老若男女計 「浮浪 五七

したという。だが著者に云わせれば、それは「患者狩り」と強制隔離そのものであった。

られて、多くの患者は健康を害し、死亡するものが増えたという。この点は後述の崔氏の作品でも語られる。 太平洋戦争に突入すると、どこの療養所でも飢えのなか、防空壕掘りや炭焼き、開墾、農作業などに従事させ

栗生楽泉園に収容された。

IV

|平和と民主主義の時代| 「ハンセン病の社会史」「一枚の切符 この章では、 第二次世界大戦後の自治会結成、 新薬プロミンの獲得運動、 癩予防

### "ハンセン病の社会史』 『一枚の切符

室」すなわち重監房の解体である。これと併行して所長の「懲戒検束権」も、 待遇改善の運動が堰を切ったように起こった。なかでも特筆されるのは、草津栗生楽泉園に造られた「特別病 法の改定運動 ハンセン病裁判などが語られる。戦後の民主化は療養所にも及び、どこでも自治会が結成され、 全国の患者団体から非難されて事

全国療養所の自治会は、 特効薬プロミンの早期使用を求めて協働し、 一九五一年には全国組織の結成にこぎつ

実上停止された。

制定時と全く同じであった。これを聞いた全患協は抗議文を送りつけたが、光田園長にはぐらかされた、とい から家族伝染が多い、それ故強制的に癩患者を収容する必要があると述べていた。かれの発言は三一年癩予防法 言が引用されているが、それを要約すれば、まだ癩を完全に絶滅できていない地方が幾つかある、 院厚生委員会において、長島愛生園園長・光田健輔、 信する道が拓かれたのである。 けた。これが「全国国立癩療養所患者協議会」略称「全患協」である。ここに漸く当事者の声を政治や社会に発 全患協が最も精力的に取りくんだ課題が、「癩予防法」の改定であった。というのは一九五一年十一月に参議 癩予防法の施行状況とハンセン病問題全般について参考人意見を述べたからである。本書では光田健輔の発 菊池恵楓園園長·宮崎松記、 多磨全生園園長・林芳信ら 癩は遺伝性だ

収容の廃止と自宅療養の保障」など九項目にまとめて請願した。しかし全患協の請願も空しく、「らい予防法」 案は五三年七月に衆議院を通過、八月には参議院も通過して成立した。このとき全国の療養所ではハンガースト そこで翌五二年に、全患協は癩予防法の改定をにらんで、「癩の呼称をハンセン病に変更すること」や「強制 う。

道を国会まで徒歩で行進し始めた。慌てた警察は武装警官を出動させて田無付近でこれを食い止めたという。 ライキなど抗議行動がおこり、東京の全生園では抗議集会に集まった入所者三五○人が、正門を突破して所沢!

府はこうした勧告に耳を貸さなかった。 いた。これは五六年のローマ宣言、六○年のWHOによる「外来治療管理」の勧告にも継承された。だが日本政 入院には批判的で、五二年の「世界保健機構WHOらい委員会」は、開放外来治療を是とする方針を打ち出して 記にしただけであり、 「らい予防法」―これを「新法」という―は旧法と変わるところなく、病名も「癩」のまま、単にひらがな表 強制収容、懲戒検束権も踏襲された。この当時、国際的にはハンセン病の隔離政策や強制

って「らい予防法」は廃止された。 らの活動が実を結んで新法制定から四○年後、同法見直しの機運が一気に高まり、ついに一九九六年三月末をも しかしここに至る過程は、本書では「逐一記述はしない」とされ、肩透かしの感がある。著者が「この過程で 全患協はその後「らい予防法」を空洞化させる具体的な要求項目の実現に努力を傾けた。例えば、軽快者の退 外出規制の緩和、 療養所からの労務外出、 療養所高校生の大学進学、邑久長島大橋の架橋などである。

『ハンセン病の社会史』 『一枚の切符』

考察が必要だったのではないかと思う。とくに私が注目するのは、「らい学会」が九四年に出した見解表明であ は特定の人や組織の尽力や奮闘が強調されてきた」と批判めいて云うのであれば、なおさらもう少し突っ込んだ

<sup>8</sup> 他の作業への適切な報酬支払、 他には、 有罪者の刑務所服役、 入所者へ生活保護金(療養慰安金)の支給、家族援護のための特別民生委員の配置、 感染性のない者の社会復帰と一時帰省の法文化、 癩予防法の改定試案の作成における患者の関与などであった。 所内運営に関わる作業の原則廃止とその 懲戒検束規定の廃

### "ハンセン病の社会史』 『一枚の切符

る。そこではどんな議論がなされ、これまでの医師たちのハンセン病への態度が批判されたのか、是非とも叙述 して欲しかった。ハンセン病者の「強制終生隔離」に医学的お墨付きを与えたのは、他ならぬ医師たちだったか

らである。

置を講ずべき」四つの項目が挙げられた。簡略に記せば、 〇 入所者への患者給与金を将来にわたり継続するこ 一九九六年の「らい予防法の廃止に関する法律」には付帯決議が付いていた。「特段の配慮をもって適切な措

と、□ 療養所から社会復帰を望む者への支援、回 在宅治療のための医療体制の整備、

(pu)

ハンセン病への差別

や偏見を解消する啓発活動、などである。

者一三名が「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」を起こした。同様の訴訟は東京と岡山の裁判所にも出された。 ではなかった。ハンセン病者は当然ここに釈然としない思いを抱いた。そこで二年後には、九州の療養所の入所 いわゆる「ハンセン病裁判」である。 だが「らい予防法」の廃止と付帯決議では、一世紀近くも踏襲された「強制終生隔離」策の責任所在が明示的 ハンセン病裁判の過程で、ハンセン病者が陳述し、療養所への入所の経緯や療養所生活の実態が次第に明らか -191 (18)-

ら強引に関係を迫られ、 所への入所など。療養所では医学生たちの「見世物」にさせられ、屈辱を味わったこと、女性患者は男性患者か れも突然の発症、 にされた。本書には一三名の原告の入所経過、 警官や衛生職員の訪問と説得、家族へ害が及ぶのを恐れて入所を決心、「お召し列車」で療養 夫婦になるも、 夫は断種、妻は妊娠後堕胎を強要されたこと等が記されている。 東京地裁での二人の陳述が引用されている。 詳細は省くが、

ハンセン病裁判が全国各地に広がるとマスコミもこれを報じたので、漸く国民の関心を惹くようになった。

被

応援もあって、徐々に国民の理解と共感を得るようになった。こうした状況下で、二〇〇一年五月一一日熊本地 求」の是非など些末なことで反論したという。原告の訴えは、 「国側は、 問題の核心に反論するのではなく、民法の「時効」=「除斥期間」をもちだしたり、「包括一律請 著者が代表を務める「訴訟を支援する会」などの

裁で画期的な判決が下された。

た。 違憲性がある。これを改廃しなかった国会議員には立法上の不作為があり、 必要があったがこれを怠った。厚生大臣の職務行為に違法性と過失があった。口らい予防法の隔離規定は明白に 闫被告の国は原告に一四○○万円から八○○万円の慰謝料を支払え。四民法に規定する除斥期間の適用はな などであった。 わゆる「五・一一判決」は被告の全面勝利であった。その概略を記せば、☆被告の国は隔離政策を変換する 国家賠償法上の違法性・過失があっ

生隔離の政策は廃止され、一時金というかたちで国家賠償もなされた。とはいえ、それは制度的な廃止であり、 に関する法律」(ハンセン病補償法) として実現した。こうして実に一世紀に亘るハンセン病者への強制収容と終 原告統一 団と厚労省との間で協議が始まり、その内容は同年六月に「ハンセン病入所者等に対する補償金の支給

時の小泉首相は控訴しないと表明し、ここに熊本地裁の判決は確定した。その後各地の訴訟も和解が成立し、

人々の間に残る差別と偏見の払拭は、また別の次元の問題として今に残るのである。

V

この書物の後半「ハンセン病の諸相-「ハンセン病の社会史」「一枚の切符 ―『近代』を問う」には、断片的に二四ものトピックが語られる。その一

い。そこで主要なトピックとして「旧植民地におけるハンセン病の歴史とハンセン病裁判」、もうひとつは「ハ つ一つは聴くべき内容を備えているが、 如何にもまとまりを欠くし、とても個別的に紹介しコメントはできな

ンセン病への差別と偏見」に関わるものだけに言及したい。

園と名を変えた。釜山や大邱などにある癩患者集落が焼き払われたり、 に慈恵病院を創設した。本国の癩予防法の制定後に、朝鮮では勅令の「癩予防令」が施行され、 戦前の植民地でもハンセン病者には強制収容の措置が採られた。朝鮮総督府は一九一六年に全羅南道の小鹿島 ソウル市内の「浮浪癩」 が捕らえられて 慈恵病院は更生

この療養所に入れられた。一九四一年前後には実に六千名がここに収容された。そこでも強制労働や断種、

が強制収容された。 台湾には一九三〇年に、総督府癩療養所楽生院が創設され、それまで地域社会に溶け込んでいたハンセン病者 かれらもまた、 所内作業や飢えに苦しんだという。さらに日本名への改名や神社参拝などの

精神的な屈辱も与えられたという。

がなされたという。

いた者に限るとして、その請求を退けた。これを不当として小鹿島と楽生院の元入所者らはそれぞれ別個に、二 右に記した熊本地裁判決が出て、国内のハンセン病者への補償が始まるのを見て、これら旧植民地のハンセン 当然ながら国家の謝罪と補償を求めた。ところが、厚労省は、 国内の国立ハンセン病療養所に入所して

## 〇〇四年に東京地裁に行政訴訟を起こした。

所は 翌二〇〇五年一〇月二五日に東京地裁で判決が下されたが、 「国立ハンセン病療養所には当たらず、厚労省の補償金不支給は適法」とされた。他方台湾楽生院は、「国 奇妙にも判決内容は正反対であった。 小鹿島療養

支給は違法」と判断した。同じ地裁でありながら裁判長により判断が異なったのである。国は楽生院の判決は不 内の療養所と平等に取り扱うのが妥当であり、 国籍や居住地の制限、 除斥期間の問題もないとして、補償金の不

服として控訴した。

は、 の「ハンセン病補償法」は二〇〇六年と〇七年には改定され、「厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所」に 加の補償請求を求める動きに出た。従軍慰安婦問題とも絡んで、韓国における戦後補償は政治問題となった。 これを受けて韓国の小鹿島やソウルで大規模な抗議の声があがり、また韓国内の元ハンセン病者二七四人が追 国外の国立楽生院や小鹿島更生園も入ることになり、元入所者には補償金が支給されたという。

後述の崔南龍氏にも関わるのだが、在日韓国人・朝鮮人(以下では「在日コリアン」と総称する)で、ハンセン病

た。そこでかれらは患者連盟を組織して年金制度の改正を求める。十数年後、「自用費」という奇妙な名のもと 年金制度により、療養所の入所者にも年金が支給されるようになったが、在日コリアンはその対象から外され 療養所に収容されていた在日コリアンは、強制送還されるのではないかと怯えた。また、五九年に発足した国民 療養所に入所した人々は、二重の苦難に直面した。戦後かれらは「外国人」と扱われることになったので、

「ハンセン病への差別と偏見」に関わるトピックを、二つほど紹介しよう。まず二〇〇三年の黒川温泉ホテル

かれらにも年金相当額が支給されるようになった。

9 れるが、 本稿の小見出しには「ソロクト・楽生院」とあり、本文の「小鹿島」の韓国語読みが「ソロクト」だろうと推察さ 注記もルビもないのではっきりしない。また、それぞれの所在地も詳しく明記することが望まれる

「ハンセン病の社会史』『一枚の切符』

輿論は患者に好意的なものばかりではなく、ホテル側を支持し、療養所自治会を非難する声も相当数あったとい うものだった。メディアでも取り上げられたので国民の間に反響を呼んで、結局はホテルが謝罪し落着したが、 泊を拒否された。ホテル側の拒否理由は、「他の客の迷惑になる」、「熊本県が元患者であることを隠した」とい 宿泊拒否事件である。熊本県による「ふるさと訪問事業」で宿泊予約をした療養所元入所者が、ホテルにより宿

ハンセン病者が社会に出てゆくことの難しさがここに示されている

もう一つは多磨全生園での医療過誤とその裁判をめぐって明らかになったことである。多磨全生園を退所した

ある女性は、病気が再発したようなので再入所して治療をうけたが、医師の不誠実な対応で却って症状の悪化を 障害一級に相当する重い後遺症が残った、として二○○三年に全生園を訴えた。療養所ではきちんとし

難である。国家賠償裁判で悪口や非難に曝されながらも、 必死に頑張った原告団の役員もが、今度は自分たちが

受けたと同じような心ない言葉を原告に投げたという。

金の支払いを命じた。のちに国が控訴し、その後裁判所の勧告で和解が成立したという。 東京地裁は原告の主張を完全に認め、 全生園での診療と治療の誤り、 その水準の低さを指摘し。 全生園に賠償

とを明示している。まして、一般市民がハンセン病とその患者に対する偏見と差別を抱くのは、 この裁判は、同じハンセン病者でも少し立場が違えば理解しようとしないその偏狭さが、患者自身にもあるこ ある意味で致し

方ないのではないかと思える。ハンセン病に限らず、水俣病患者、原爆被爆者、心身障碍者に対する偏見と差別

入所者が一体となって、非難と中傷を加えたことである。「世話になった医師を訴えるとは何ごとか」という非 た医療を受ける権利が保障さるべきだというのが原告の主張であった。問題は、この原告に対して全生園とその -187(22)-

患者と接し、その姿を見、話しを聴くこと以外に道はないだろう。(エビ はなくならない。これを克服する道は、その現実を直視すること以外にはないのではないか。その歴史を学び、

本書はハンセン病の歴史を理解する格好の入門書であるが、著者が「はしがき」で述べているように、病気療

ついた。とくに後半部分の「ハンセン病の諸相」では、日本の「近代」批判が展開されるが、その論理は明瞭と

養中のため、既発表の論考を編んだだけになった。そのため重複が目立ち、また文章もこなれの悪い箇所が目に

はいえず、メッセージ性の強い主張となった。

間も限定的であるべきである。さらに患者の権利を尊重することが望まれる。 れるので、隔離は有効であろう。要は、隔離して患者に適切な医療を施し、その治癒を図ることであり、その期 コレラでも結核でも変わりはない。ハンセン病でも、前述した「癩腫癩」で結節や鼻汁中に多数の癩菌が確認さ 生の観点からは、感染症の病勢を食い止めるために、その病原を隔離することは必要である。それはペストでも 最後に私の印象的感想を云えば、「隔離」をもう少し掘り下げて考える必要があると思う。医学とくに公衆衛

これまで見てきた日本のハンセン病隔離には、その三つが欠落していた。右の全生園での医療過誤裁判では、

『ハンセン病の社会史』『一枚の切符』

<sup>10</sup> この点でNHKEテレの「ハートネットTV」という番組は啓発的である。 健常者と本質において違いがないことを教えてくれる。 知的障碍者、発達障碍者、聾者などが

<sup>11</sup> られなかった。この点については[大森弘喜、二〇一四]第四章を参照せよ。 自由主義の思潮からは、たとい患者であっても、移動の自由を妨げ、人身を一時的にせよ拘束する隔離策は受け入れ 一九世紀のヨーロッパでコンタギオン説が嫌われる一因は、その疫病対策が予防線と隔離策にあったためである。

ば、療養所は患者の自由も人権も認めなかったし、一言で云えば、屈辱的な扱いをして、それを疑うこともなか ではハンセン病者を「終生」閉じ込めて、そこで「生を全うする」方針が貫徹した。さらに、患者の証言によれ 二〇世紀後半になっても、そこでは適切な医療処置がなされていなかったことを窺わせる。また、多くの療養所

役割を果たすことはなかったろうか、その点を問われるべきだろうと思う。 か。この点がもっと掘り下げて考察されてもよかったと思う。ハンセン病者を差別し、世の中の偏見を助長する に五三年「らい予防法」、これらに日本の医学界、もっと狭く「日本らい学会」はどのように関わったのだろう か。さらに、 う。すでにペスト菌を発見し、国際的にも名の知れた北里は、ハンセン病の防遏をどのように考えたのだろう どのように関与したのか、である。一八九七年の第一回国際癩会議には日本から北里柴三郎が出席していたとい これに関連して私の疑問を述べておきたい。それはハンセン病とその病者の扱いについて、 一九〇七年の「法律第十一号癩予防ニ関スル件」、その改定版である一九三一年「癩予防法」、さら 日本の医師たちは

れの文学的作品を編んだものである。 ンである著者がハンセン病に罹り、邑久光明園で七○有余年を過ごした体験を綴った部分と、それを基にしたか 次に崔南龍著『一枚の切符―あるハンセン病者のいのちの綴り方―』を書評する。この作品は、

在日コリア

VI

「療養所への黒い道」に続く初期の二作品、第一部は「療養所の暮らし」、「孤島の闘い」、「木尾湾物語

コリアン」が体験した療養所の貴重な証言である。かれの作品を織り込みながら、その人生を辿ってみよう。 り」から成り、第二部は、「幼い日の祖国」以下かれの作品が掲載されている。この書は、「ハンセン病者の在

庭の事情で、 崔南龍 は一九三一年神戸に生まれた。父母とも在日コリアンだから在日コリアン二世である。五歳のとき家\*\*\*\*\*\*\*\*\* 一家六人は韓国釜山近くの父の実家に帰国する。その時の記憶が「幼い日の祖国」の『布にくるま

#### 布にくるまれた妹

れた妹』に綴られている。

ちが肩を落とすようにして縁側辺りに集まっている。見るとそこにはぼろの産着にくるまれた素肌の赤ん坊がい そのとき崔氏の母はすでにハンセン病に罹っていたらしく、どこかに移されたらしい。崔氏にはそのとき八歳 三歳の妹、そして生まれて間もない乳飲み子の妹がいた。ある日かれが遊び惚けて家に帰ると、家の者た

「ハンセン病の社会史』 『一枚の切符』

<sup>12</sup> 頁 そうした学会や厚生省の態度を黙認していたようだ。曰く一私(由布氏)が改革にとりくみ始めた時、 療養所の関係会員が占めて、学会の動向を左右していたから」であると記されている。[由布雅夫、二〇〇一、一八 から『我々の安住の地を乱すな』と云われたことはまだ重く心に残っている。」と。[由布雅夫、二〇〇一、一八五 のに、「学会がらい予防の廃止を積極的に主導せず、ハンセン病対策の誤りも是正できなかったのは、学会の中枢を る。それが一九九五年四月の「らい予防法についてのらい学会の見解」である。そこには、医学的根拠も失っている この点に関して熊本の菊池恵楓園園長だった由布雅夫氏は、日本らい学会の責任を鋭く指摘し、 具体的には、やはり光田健輔氏の存在が余りにも大きかったということであろう。さらに現場の医師たちも 深刻に反省してい

### 『ハンセン病の社会史』『一枚の切符

われたのか、動き出して身体の上をはっている。」 幼い妹は母親がいなくなってから乳が飲めずに日に日に弱 た。そしてよく見ると、「白い蛆虫が動かない赤ん坊の手とか足とか、身体のあちこちから日向のぬくもりに誘

り、終に亡くなってしまったのだ。

さらいだよ』と叫んだ。するとその声を聞いた女の人は石垣にもたれて、身体を震わせて泣いていた。」 この くノッペラボウでさびた銅のように青黒い顔をしている。私は驚いて家の中に駆け込むと、『お化けがきた。子 人がオモニ(母親)であることを、後で知った。 しばらく後に、かれの家の門口に女の人が立っていた。「手拭いをかぶっているのだが、その顔には眉毛がな

家の新しい生活が始まり、崔少年も小学校に通うのだが、小学三年生の頃にハンセン病が発病した。苦難の始ま 生きてゆくために父親がまず単身で来日し、崔少年は父の再婚相手となる女姓と一年後に来日し神戸に住む。一 によれば姉は子守に出されたという。父は病弱で離れの小屋で療養していた。飼っていた牛も売ってしまった。 家離散の原因がハンセン病であることがここに示唆されている。その後、崔少年の姉も妹も姿を消す。

#### 黴

りである。この頃の状況は、

かれの最初の作品『黴』に描かれている。

れる。奈良にいる叔母さんに相談に出向いた父は、そこで鉄道自殺をしてしまう。義母は協議離婚して韓国に戻 崔少年は父親から「この糞たれ奴メ、おまえさえいなければ、 おれはいつでも死んでやるんだが。…」と云わ

ってゆく。ひとり残された崔少年は奈良の叔母の許に引き取られる。そこへ警察官と衛生課の職員がやってき

て、少年は「入院」を勧められるが拒む。

に、 ある日、叔母さんの留守中に少年は下駄箱の隅にあった父親の靴を見つける。びっこのため変形した靴の底 父の足跡があり、そこに黴が生えているのを見つける。少年は、叔母さんに病院に入ることを告げる。

れたが、反面ではひとりでも生き抜く決意に繋がったのかも知れない。 ○歳の少年はこの時父の死を現実と受け止めたのかも知れない。棘のような父の言葉が少年を絶望の淵

#### "一九四一年七月一四日]

可哀相や」と云った。やがて汽車がきて最後尾の貨車に家畜のように乗せられた。 のホームにいた。何人か巡査が屯していたが、少年に歳を訊いてきた。少年が「十や」と答えると、「ちょっと から駅のホームまで「濡れた黒い道」を歩かされる。それは消毒液を撒いた道だった。同じ境遇の者がすでに駅 この作品は、邑久光明園に入園する一日の回想である。崔少年は巡査に連れられ大和高田の駅へ向かう。改札

る者が務めた。 明学園で授業をうける。名前は日本風に「南龍一」と改める。先生は本職ではなく、みなハンセン病者で学のあ 邑久光明園に着いた崔少年は、身体検査を受け少年少女のための寄宿舎「双葉寮」に入り、小学校にあたる光 顔に結節が生じていた国語担当の先生が、「らいおん」と綽名されたのは前述した。学校生活は

『ハンセン病の社会史』『一枚の切符

### 『ハンセン病の社会史』 『一枚の切符

らも開墾した畑での野菜栽培に従事する。一日二合五勺の配給米の不足をこうして補ったという。 楽しかったようで、グランドでの野球、磯釣り遊びに興じた。だが戦争が激しくなると、食糧が不足し、子ども

れる。掲載は前後するがこれを紹介しよう。 戦争が終わり、 一四歳になった崔少年は帰省の機会を得る。この辺りの事情は表題の『一枚の切符』に述べら

#### 『一枚の切符』

換条件を出す。すると小母さんは、自分のために若い復員兵が用意してくれた大阪までの切符をくれた。少年と 寮母さんは崔少年に、戦争が終わっても畑作業をやってほしいと頼む。かれは一度帰省させてくれたら、と交

た街並みが広がっていた。 若い復員兵はバスと電車を乗り継いで大阪へ向かった。汽車はどこでも超満員だった。窓外には焼け野原になっ 神戸の町もコンクリートの瓦礫だった。「親族はおろか知る人にも会うことはできな

いだろうという絶望感が、少しづつ増大してきた。」

だった。夕闇に鈍く光るレールを見ながら、父の心情に思いを馳せる。進駐軍の特別列車が轟音を響かせて踏切 の家に着いて声をかけたが返事がない。辺りに人影もない。三叉路付近の踏切に戻る。そこは父が自殺した踏切 梅田に着くと復員兵は別れを云って去る。そこからまた名張行きの電車に乗って大和高田の駅に降りた。 叔母

の口調には、もう戻らないだろうという諦めが見える。そして少年に「わしの息子になれ」と云う。 もらうことになった。男は、 を走り去る。少年は目的を失い電車に乗り、梅田に戻った。そこで初老の男と出会い、ガード下の部屋に泊めて 特攻隊の通信兵で鹿屋基地から出撃した一六歳の息子の帰還を待ちわびている。そ

のに」と云われ、「その意味を理解するのにしばらく時間がかかった。」 のってようやく長島に戻った。子どもたちの歓声が聞こえる。「一昨日ここを出たばかりなのに、一〇年の懐か 買い、男の見送りのなか汽車に乗り、もと来た道を戻る。岡山の死んだように静かな街をぬけ、港から巡航船に しさがある。」 寮母さんに誰にも会えなかった、と云うと、「あほやなあ、そんなら帰って来なくともよかった 少年は「子どもが三〇人も待っているから」と言い訳して断る。翌朝、 男がくれた旅行証明書を出して切符を

い。こうしてかれの療養所暮らしが再開する。「療養所暮らし」でとくに印象に残る話題を一、三紹介しよう。 もはや崔少年には帰るべき場所は光明園しかなかった。自らの意思でそこに住もうと決意したのかもしれな

#### 一面会所」

触れ合うことができない構造であった。だが守衛にこころ付けを渡せば、少しの間席を外してくれるので、その 面会所は木尾湾の船着き場のそばにあった。真ん中に幅一メートルの仕切り板があって、面会人が直接患者と 双方が建物の裏で会うことが黙認されていた。

子どもの手を離した。そこには白い杭が立てられ、「これより先、無菌地帯。患者立ち入るべからず」との標識 道したかったので、守衛にお願いしたが聞き入れられなかった。途中まで手を引いてきたお母さんは、三叉路で んちゃんはお母さんに抱きついて甘えていた。だが別れの時間がきた。お母さんは船着き場までけんちゃんと同 仲間の七歳になるけんちゃんにお母さんが会いに来た。崔少年らは大騒ぎしてそれを見に行った。

『ハンセン病の社会史』『一枚の切符』

### 『ハンセン病の社会史』 『一枚の切符

があった。それでもけんちゃんはお母さんを追いかけ、お母さんも立ち止まっては抱き上げ、「また来るからね」 と慰めた。けんちゃんはその場にうづくまって泣いていたが、船着き場からザブーンと波の音が聞こえると、も

と来た道を一目散に寮に戻っていった。

宿命のように思えてならない。」 きた者として、どくだみの花も、面会所も、親子のありさまもそれぞれの人生の来し方、それがこの病気の持つ その後この白い花がどくだみだと知った。そして日陰に育ち薬草にもなる白い花に我身を重ねる。「療養所で生 れないかなぁと思った。ビスケットをかじりながら少年は泣いていた。足元の白い花もいっしょに涙していた。」 「お母ちゃんはどうしているかなぁ、自分が病気になってこの療養所にいることも知らないのに、面会に来てく 崔少年はけんちゃんのお母さんがくれた動物ビスケットを一つ分けて貰い、面会所の裏手でそれをかじった。

#### 「患者作業」

ゼの再生、 他に特別作業として、屎尿処理、「水切り」、「穏坊」(遺体処理と火葬係)、伐採などがあった。中でも酷な仕事が 「完治しない病気と恐れられたため、療養所の医師も看護婦も患者に直接接触することを嫌った。」 そこで治 患者付き添い、外科助手、養育・教育、清掃関係、農業・園芸関係、裁縫・木工・金工などである。 看護から日常生活の全般が患者自らの手でなされた。その仕事は実に四○種類に上った。包帯・ガー

園が消費する食糧、燃料が桟橋に着くと、頑健な入所者がそれを荷降ろしするのである。二月の寒いころ石炭

水切りだった。

ゆみ板」を渡って船に乗り、石炭をカゴに盛って貰い、あゆみ板を降りて桟橋の一番遠いところに下ろす。この 繰り返しを一日中続ける。潮の干満により桟橋に着ける時間に制限があったから、時間との勝負であった。時に の水切りがある。石炭を運ぶカゴ―これを「バイスケ」と呼んだ―を肩にした男たちが次々と四メートルの

は患者人夫が海に落ちることがあったが、時刻が切迫して助けるどころではなかったという。 戦後には邑久光明園にも夫婦患者のために夫婦舎が増改築されることになったが、それも自治会が請け負っ

たが、仕事で身体を痛め足の指まで失うものもいた。こうして五一年夏に夫婦舎一八棟、三〇八人分の部屋が完 土砂をトロッコで運ぶ大仕事なのに予算不足で専門家を頼めない。これも鉱山仕事の経験がある患者がやっ

作業員に応募したのはひとりを除いて一〇名余りはすべて在日コリアンであった。岩盤に発破をかけ崖を削

成したという。

右のような重労働をして病状を悪化させることだった。そこで後に崔氏は患者作業の返還運動を始め、あらかた 所内作業には慰労金という名の賃銀が支払われたが、それは僅かな額でしかなかった。さらに懸念されるのは、

園内語

を返還させたという。

種手術を「すじ切り」、人工妊娠中絶を「盲腸の手術」と呼んだ。邑久光明園でもこうしたことが横行していた 療養所には患者だけに通用する園内語があった。謂わば隠語である。幾つか列挙すれば、「狩りこみ収容」、「門 「帰省バス」、「新患さん」、「壮健さん」、「無菌地帯」、「のど切り三年」、「夜間投薬口」など。また、

「ハンセン病の社会史」「一枚の切符」

—178 (31)—

### 『ハンセン病の社会史』『一枚の切符

ことが分かる。少しだけ解説が要るのが「籍元」と「座敷豚」であろう。

か二人の「籍元」となって、 籍元」は、身寄りがない患者たちの生活の知恵から生まれた慣習で、軽症寮の各部屋が、不自由者寮の一人 私的な事柄、 例えば病棟付き添い、冠婚葬祭、 金銭の相談などを引き受けるのであ

篤になった場合は、枕頭看護にあたり、死亡したときは本人の関係者に連絡し、夜伽 (通夜)、火葬、採骨と納 る。不自由者寮の患者の炊事や食事、掃除などは「患者作業」として付添人が世話をした。「籍元」は患者が重

遺品整理まで引き受けたという。

いたことがない、こき使われて不自由になり、他人の手を煩わせて生きる者を、「座敷豚」と云うなかれ、と。 自己否定の表現だと云うが、崔氏はこれに激しく反論する。自らを「座敷豚」などと呼んだ話など療養所では聞 したという。 癩を病む者にとって生きるということは、社会に対する一種の抵抗であった。社会がゴミのように捨てた不 ·座敷豚」。不自由な身体になったハンセン病者が、他人の世話になりながら生きているさまを誰かがこう形容 森幹朗氏はその著『差別としてのライ』のなかで、この言葉がハンセン病者の劣等感から生まれた

-177 (32)-

にも似た憤りがある。癩という病に罹った身の不幸を深く憂えながらも、それを受け容れ生きてゆく人を、「座 が自己主張であり、自己や社会への抵抗であるのだ。」と述べる。ここには療養所でしか生きられない人の慟哭 がどんなにみじめに見えても、 あわれにのたれ死のうとも、 決して自己否定の表れではなく、 生きざまそのもの

不純物として除外・廃棄されたいのち。それに対する一種の抵抗を病む者は生きる拠り所にしていた。それ

敷豚」などと蔑む者への静かな怒りが感じられる。

た作品は書けない。そこで療養所での体験を基にした作品を書いたという。 ろが、崔氏は一○歳から療養所に入ったために、社会との接点は新聞やラジオしかなく、社会問題をテーマにし が、孫和代氏の解説によると、病状が改善するとさまざまな書物を精読し、詩や随筆を書き始めたという。とこ も満室で、二○歳から三○歳代くらいまで若い人が多かった。崔氏は毎日天井を見つめて暮らしていたという する羽目になった。その長く辛い療養生活が、「ベッドの泣き笑い」に書かれている。四室ある結核病棟はいつ 再び崔氏の経歴を辿れば、二○歳ころから病み始めた結核が定時制高校の入学勉強で悪化し、結核病棟に入院

「孤島の闘い」と題された章には、重い主題の作品が揃う。

「識字学級 アジェモニたちの日本語」

が用意されたバラックの教室で、三五歳の先生が、週三日、お風呂のない日の夕方に二時間教えた。驚いたこと することになって支障が生じた。崔氏は頼まれて同胞に日本語などを教えることになる。粗末な机と椅子、黒板 語もハングルもろくに読み書きができなかった。ところが自治会ができ、さまざまな所内仕事をコリアンも分担 コリアンたちは五十音表も算用数字の読みも知らなかった。日本語はハングル語が混じって正確ではなく、

療養所には六〇名ほどの在日コリアンのハンセン病者がいた。その大半は日本の皇民化政策の犠牲者で、

なかった。 最初は一五名ほどいた生徒も一年後には一〇名ほどに減ったが、アジェモニ(おばちゃん)たちの熱意は衰え 「ハンセン病の社会史』『一枚の切符』 一年半経つとカナも漢字も読めるようになった。そこで崔先生はひとりで勉強する方法を教えた。バ

### 『ハンセン病の社会史』 『一枚の切符

たり、 ンのハンセン病者は自分を表現し、他者とのコミュニケーションを身につけたと云える。 の幅が広がったようだという。学級は二年間で閉じたと云うが、生徒のなかから自動車の運転免許を取る者がで スで岡山へ出かけるときは駅名を覚えるように指導した。バス停の名前を読み覚えることができ、 教会で礼拝の司会をして聖書を読む者もでたという。字の読み書きができるようになったことで、コリア かれらの生活

#### 「出張裁判」

は賭博に興じた。カネが賭けられているので、傷害事件も起きた。このため前述したように、所長に懲戒検束の 絶たれた患者が、絶望し、反抗し、自暴自棄になってもおかしくない。療養所には娯楽も乏しかったが、 療養所でも犯罪は起こる。否寧ろ多発したと云える。社会からその存在を抹殺され、家族や友人知人との絆も(ミシ 男患者

権限が与えられ、さらに草津栗生楽泉院には重監房が設置された。

ンセン病は「治る病気」となったのに、警察と厚生省が昔の誤った認識に囚われていたと批判する。 を「衛生上の問題」から警察の留置場に留置するのを忌避し、院に押し付けた。崔氏は、プロミンが使用されハ ことが療養所ではできないからである。一九五〇年には草津栗生楽泉院で殺人事件がおきた。地元警察は容疑者 戦後に所内で犯罪が多発すると法の不備が露呈した。刑事事件を起こした患者を捕らえ、捜査し裁判にかける

た。長島にも患者の猛反対のなか、 この事件がきっかけとなって、医療刑務所の創設が論議され、五三年に熊本恵楓園に菊池医療刑務所が創られ 簡略に事件の経緯を述べれば、熊本県の田舎町に住む役場職員宅にダイナマイトが放り込まれて家人が怪我を 虫明の壇島に「国警留置場」が創られた。そして「藤本事件」が起きた。

生課に通報したことへの恨みから犯行に及んだとされた。初公判は恵楓園の広場に幕を巡らした中で行われた。 した。その犯人として藤本松夫が逮捕され、恵楓園に留置された。役場職員が、藤本氏のハンセン病罹患を県衛

翌年恵楓園の会館内に設置された地裁特別法廷で懲役一〇年が下された。被告は一貫して無罪を主張していた。

留置されていた恵楓園を脱走した被告は行方不明となり、そのさなか件の県職員が殺害されるという事件が起

き、またしても松本氏が逮捕された。五三年には逃走罪と殺人罪で起訴され、五七年に死刑が宣告される。

は再審を請求していたが、これが棄却された六二年九月に福岡刑務所で死刑が執行された。

件かどうかは判断できない。ただ捜査とくに裁判が公正になされたかどうかには、疑念が残る。傍聴人がいない 崔氏は、藤本氏と手紙のやり取りをして、この事件が冤罪事件であると確信したという。 私にはこれが冤罪事

非公開の裁判は、崔氏の云うように憲法違反の疑いがある。その特別法廷の様子は異様だったという。

関係者は

-174 (35)-

ゴム手袋、予防着を着て、調書をめくるのに割り箸を使った。裁判長は黒の法廷着ではなく、白衣の

と云う。 予防着だったという。崔氏は、「この裁判は人の罪を裁いているのではなく、『らい』という病を裁いたのだ。」 確かにその感は否めない。

<sup>13</sup> 人に対して五〇六件の犯罪が起きた、犯罪率は一三%にも達したという。〔田中等、一二五頁〕 「国立療養所在所患者の犯罪及び懲罰状況調査票」によると、一九四五年から五〇年には、在所患者総数八三〇〇

<sup>14</sup> 最高裁判所はこの特別法廷での裁判を検証した結果、違法だったと認め、二〇一六年四月に謝罪したという。[田 一六五頁

#### 「出頭不能」

その理由だった。分断統治である。日本人の患者には障害福祉年金がひと月で二二五〇円が支給されたが、コリ の差別にコリアンらは結束して日本人と同等の扱いを政府に陳情したが、厚生省の役人は「お前らは旅行者だ」 アン患者には「不自由者慰安金」を加えても一三〇〇円程度だった。コリアンと日本人の間に溝が生まれた。こ つの部屋に複数の日本人と一人のコリアンが同居していた。複数のコリアンが集まれば暴動を起こすというのが 制送還の不安に苛まれたことは前述した。国民年金の支給でも在日コリアンは差別された。邑久光明園では 日本国内のハンセン病療養所には多くの在日コリアンが収容された。戦後、かれらは外国人として扱われ、 強

と突っぱねた。

の訴えが入れられて、ようやく七○年に日本人の福祉年金と同程度の額が支給されるようになった。この間二○ を持って民団、 うとした。ところが聞き取り作業は難航した。本籍も、歳も分からない、日本のどこに上陸し、住んでいたかも 分からない者もいた。曖昧な話を箇条書きにし、なんとか訴えの内容をまとめた。それが『孤島』だった。それ これと併行して光明園のコリアンたちは、自分たちが療養所でどんな苦労してきたかを文書にまとめて訴えよ 総連、 韓国領事館にもお願いに出向いたが、効果はなかった。全患協の重大要求項目にコリアン

らだと云われている。でも当初は指紋をとっていた。だが役人が介添えして指紋をとる際、 崔氏の外国人登録証明書には写真もなく、指紋押捺欄には「出頭不能」の判が押され、空欄になっている。そ ハンセン病者は指や手がまがっていたり、 切断されていたり、神経が麻痺して指紋が捺せない者がいるか ハンセン病者の手や

指に触れるのを嫌がるようになり、「出頭不能」と判を押すようになったという。

を捺してそれと同等になる、そこで崔氏は、我々の指紋も採ってくれという。「本人の承諾もとらず、出頭不能 に通い、人権について学んだ。「社会」の在日コリアンは指紋押捺を拒否するが、療養所の在日コリアンは指紋 崔氏は納得がゆかなかった。折から「在日コリアン指紋押捺反対」の運動が起こっていた。崔氏も裁判の傍聴

る互いの関係には、弱い者がさらに弱い者を踏み台にして上へあがろうとする姿が見え隠れする。」と。 て、その存在を高めるためにハンセン病の問題を扱っていたように感じることがままあった。 崔氏の元には被差別関係の支援者らがよく訪れる。かれの鋭い感性は嗅ぎ取る。「組織としての活動を介し 人権問題を共有す

とする、そこに偏見と差別が残っていた。」

ろから脊椎損傷で車椅子の生活になり、同時に視力も低下して、終に二〇一三年には失明する。 再び崔氏の経歴と活動に戻れば、右の『孤島』の編集・刊行をきっかけに、以後一二年間、社会運動に関わる。 長島架橋促進委員、全患協の中央委委員などである。著作にも励んだが、二〇〇一年、 七〇歳のこ

「木尾湾物語り」は孫和代への口述筆記である。ここには一○篇の短編が収まっているが、印象深い二つを紹

「野辺の送りの今昔」

療養所で亡くなると解剖にふされるのが慣習だった。解剖の前に「湯灌」という手順がある。たらいにクレゾ

『ハンセン病の社会史』 『一枚の切符』

**—**172 (37)—

### 『ハンセン病の社会史』 『一枚の切符

ポキポキと折れることがある。お棺を台車に載せて解剖室に運ぶ。 ールとお湯をいれ、そこに死者の体を移してガーゼできれいに洗う。次に浴衣を着せお棺に納める。その際骨が

た。崔氏ら縁者は、笑い声は不謹慎ではないかと園長に抗議した。すると、園長は腹を立てて、 剖室での作業音や会話が、筒抜けに聞こえる。ある日の解剖では、ノコギリや金槌の音の合間に笑い声が聞こえ わるのを待つ。光明園では解剖室と霊安室は、ガラス戸一枚で仕切られただけなので、霊安室に集う人々には解 解剖は担当医がおこなうが、園長、看護婦、 実習生が立ち会う。友人らは霊安室で夜伽を行いつつ、解剖が終 療養所のお世話

ている。「病人である以前に人であることをわかってほしい。それが解剖を拒否する私たちの気持ちである。」 もっと深い理由で療養所での処遇全般に不審と疑念を抱いていたからだと思われる。著者の言葉はそれを示唆し だがコリアン患者は引き下がらなかった。遺体に刃物で傷つけることを忌み嫌う儒教の教えからだけでなく、

解剖承諾書にサインしない患者が増え、近年になって遺体の解剖は廃止された。

になったのだから、お礼に身体を解剖してくださいくらい云えないのか、と反論した。

# 一二つ岩」

と。その後、

出た棺は、 海岸に大きな乳房のかたちをした岩が仲良く並んでいた。その向かいの陸側に、火葬場があった。霊安室から その後はライトバンを改造した霊柩車が棺を運んだ。戦後すぐの頃は、「本病」(ハンセン病) 昔は籍元らが四人で担ぎ、その後に参列者が続いて火葬場まで行った。六五年からは二輪の引き車 で死ぬ人より

も栄養失調や赤痢、結核で亡くなる人が多かった。火葬場はフル稼働したが、燃料不足も相まって棺が野晒しに

なった。そのため野天で荼毘にふした。

を見わたし、二つ岩の間をくぐりぬけて彼方へと消えていった。」 て古木の枝葉をグルっと回り、故郷の方角を見定めたかのごとくすーっと空に舞い上がると、なごりおしげに海 分の故郷には火葬場の煙突からしか帰れない。」と普段から口にしていた。「煙突から流れ出た煙は、精霊となっ 重油が用いられるようになった火葬場では、「穏亡」が炉の番をした。焼きあがると縁者に連絡して採骨して 病の部位は真黒くなっていた。大方の入園者には縁者がいなくて寂しい野辺送りだった。入園者は「自

で割愛する。以上に紹介した作品だけでも、ハンセン病を病み、療養所で不本意の生活を強いられた在日コリア ンの悲しみと苦しみが痛い程伝わってくる。全体としてその筆致は穏やかだが、それが却って崔南龍氏の孤独、 第二部には「ひなたひかげ」など初期作品集と「春想秋忘」と題された随想集が編まれているが、紙幅の都合 (39)— -170

諦念、同胞愛の深さを表現している。

病者を疎外し撲滅しようとした歴史を跡づけた。崔南龍氏の作品は、不運にもハンセン病に罹り、療養所に入れ 以上二つの作品を紹介がてら書評した。田中等氏の作品は、明治以降の日本政府と社会が、ハンセン病とその

15 八頁 か「洋館行き」という言葉が交わされていた。解剖室や火葬場は立派な洋館だったという。[武田徹、一九九七、九 同じ長島にある愛生園でも、死んで火葬にふされ煙となって漸く退園できる、との思いから、|煙突から退園]、と

『ハンセン病の社会史』『一枚の切符』

### 『ハンセン病の社会史』『一枚の切符』

残る。しかもその筆致は激越ではないが、かといって安易な同情や憐憫を寄せつけない。差別や偏見が簡単にな くならないことも見抜いている。読者はその真実の姿を知ることで、己の内に潜むハンセン病への恐怖と誤解を ればならなったオモニが別れに来る姿、父親の自殺とその最期の言葉、結核病棟での辛い闘病生活などが印象に られた在日コリアンの思いを余すところなく描いた。生まれたばかりの妹の死、ハンセン病に罹り、家を出なけ

払拭するしか道はないように思える。

(二〇一七年一一月五日脱稿)

田中等著『ハンセン病の社会史―日本「近代」の解体のために―』

彩流社 二〇一七 二八六頁 一八〇〇円+税

崔南龍著『一枚の切符―あるハンセン病者のいのちの綴り方―』

みすず書房 二〇一七 三〇四頁 二六〇〇円+税

#### 引用文献

書店

白井佳夫「映画 A. Domart (sous la diréction), Nouveau Larousse Médical, Larousse, 1981 森岡恭彦総監訳『医学大事典』 『砂の器』 が問いかけてくるもの」沖浦和光・徳永進編『ハンセン病―排除・差別・隔離の歴史―』岩波 朝倉書店 一九八五

(41)—

-168